

国民健康保険に加入している皆さんへ

交通事故など第三者の行為でけがや病気をしたときは 「被害届」の提出が義務付けられています！

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をした際に、マイナ保険証または国民健康保険資格確認書を使って治療を受ける場合は、第三者が負担すべき費用を一時的に国民健康保険（国保）が立て替える形で医療費を支払っています。

後日、国保より第三者に費用を請求するため、保険医療課に被害届の提出が必要になります。

※交通事故については、事故の加害者または被害者が任意保険等に加入している場合、損害保険会社等が提出することがあります。

第三者行為 とは？

- 交通事故に遭った
- 傷害事件に巻き込まれた
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入食品や飲食店での食中毒
- スキー・スノーボード等での衝突・接触事故

などは、原則として相手方が費用を負担すべきものです。



＜届け出に必要なもの＞

- ・マイナ保険証または国民健康保険資格確認書
- ・印鑑（ゴム印やスタンプ印は不可）
- ・交通事故証明書（交通事故の場合のみ）
- ・第三者の行為による被害届
- ・事故発生状況報告書
- ・念書（兼同意書）

※様式は保険医療課窓口または市公式ホームページ（ページID：1928）にあります。

＜医療費の適正化にご協力を＞

被害届の提出がなければ、第三者に費用を請求することができません。これは本来国保が支払う必要のない医療費を負担することとなり、結果として国保財政を圧迫し国保税の増加につながることも考えられます。被害届の提出について、ご協力をお願いします。

なお、医療費を適正に給付するため、受診内容の確認の結果、第三者の行為による傷病の可能性がある場合は、北海道国民健康保険団体連合会から連絡がいくことがあります。「負傷（傷病）原因の確認について」という文書が届きましたら、速やかにご回答ください。

問合先 保険医療課 Tel. 28-8016

令和9年度 保育所入所の受け付けを行います

◆申込期間 一次募集 12月3日(木)～12月18日(金)

二次募集 令和9年1月25日(月)～1月28日(木)

受付時間 8時45分～16時30分

※一次選考後に空き枠が出た場合のみ二次募集を実施します（実施の有無については、下記市公式ホームページに掲載）。

障害児保育での入所申し込みについて

障害児保育の入所対象は、集団生活が可能な原則2歳以上のお子さんです。障害児保育での入所が可能かについて事前に判定する必要があることから、一次募集の申込期間内にお申し込みください。

◆申込先 こども家庭センター（ホテルスエヒロ内）

※保育所および子育て支援センターでは申し込みができません。申込書類などの問い合わせは下記問合先までご連絡ください。

◆申し込みに関する注意事項

- ①令和8年度の申し込みをすでに行い入所保留になっている方も、改めて令和9年度の申し込みが必要です。
- ②申込書類に不備や不足があった場合、選考の対象となりません。申し込み期間内にすべての書類をそろえてお申し込みください。

◆申込書類配布開始日 11月2日(月)

◆申込書類配布場所 こども家庭センター（11月までは保健センター内、12月よりホテルスエヒロ内）、市内各保育所、花月地域子育て支援センター、ふれ愛の里地域子育て支援センター

保育所の入所要件、その他詳細については市公式ホームページ（ページID：2063）をご確認ください。



問合先 こども家庭センター Tel. 28-8025